

納税通知書を
6月に送付

個人市民税・県民税

コンビニエンスストアでも納付できます

平成22年中の所得に対し、個人市民税・県民税の年税額が決定しましたので、該当者に納税通知書を送付します。納付の際は、納付書に記載の納期を確認の上、各金融機関やコンビニエンスストアなどでお支払いください。

なお、今年度、個人市民税・県民税が非課税の人には、納税通知書は送付しません。

■納付方法

●普通徴収

市から送られてきた納税通知書で、6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて、各

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 📠229-3331

個人で納付していただきます。金融機関等で口座振替手続をしている人は、指定の口座から引き落とされます。

●特別徴収

給与所得者など

個人市民税・県民税を6月から翌年5月までの年12回に分けて給与から差し引き、給与支払者より納付していただきます。

公的年金受給者

所得が公的年金のみであるなどの条件に該当する人は、個人市民税・県民税を公的年金からの引き落としにより納付していただきます。

特別滞納整理推進室を設置

税や各種保険料などの公金に関する滞納整理を一元化し、効率的・効果的な公金収納の取り組みを進めるため、収税課内に「特別滞納整理推進室」を設置しました。

当面は、市税、国民健康保険料、介護保険料、保育所入所負担金を対象に、これまでそれぞれの担当課の収納業務で滞納となっている事案を同

問い合わせ 特別滞納整理推進室 ☎229-3216 📠229-3331

室に移管・集約し、差し押さえや公売などの滞納処分を行います。

今後、負担の公平性を基本に財源確保に向けたさらなる取り組みを推進していきますので、市税その他の公金は納期限内に納付いただきますよう、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成22年度 情報公開制度 個人情報保護制度 実施状況

平成22年度中に実施された情報公開制度と個人情報保護制度に基づく開示請求の件数は次のとおりです。

◆情報公開

(単位:件)

開示請求		1,725
処理状況	開示	783
	部分開示	1,277
	不開示	33
	取り下げ	21
不服申し立て		0

◆個人情報保護

(単位:件)

開示などの請求		64
請求内容	開示の請求	61
	訂正の請求	0
	利用停止などの請求	3
処理状況	開示	42
	部分開示	15
	不開示	4
	利用停止	1
	非利用停止	2
取り下げ		0
不服申し立て		2

※詳しくは津市ホームページをご覧ください。

※1件の請求に対して複数の決定(処理)を行う場合があります。

問い合わせ 総務課

☎229-3276 📠229-3255

ご利用ください

休日納付相談・ 納付窓口

と き

6月26日(日) 9時~16時

内容・ところなど

- 市税…収税課(市本庁舎2階、☎229-3136)
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料…保険年金課(市本庁舎1階、☎229-3161)
- 介護保険料…介護保険課(市本庁舎1階、☎229-3149)
- 保育料…こども家庭課(市本庁舎1階、☎229-3167)